

第3回山形県水道ビジョン策定検討会

平成30年2月19日

山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局
食品安全衛生課

1

水道ビジョン（案）のポイント

○ 各水道事業者による水道事業ビジョンの策定と実現方策の実行

安全で良質な水を安定して供給していくためには、長期的視点に立ち、事業経営の方向性を示した計画の立案が重要となります。

そのため、各水道事業者の「水道事業ビジョン」策定を促進



2

水道ビジョン（案）のポイント

○水道料金算定要領に基づく持続可能な水道経営を支える料金の設定と審議会等による定期的な検証

水道事業経営や料金に関する審議会を設置するなど、利用者の理解を得るための取組みを積極的に推進する必要があります。

そのため、公益社団法人日本水道協会等による水道料金算定に関する研修会の開催や、料金改定事例発表会の開催等により適正な水道料金の設定を促進します。



審議会（鶴岡市HPより）



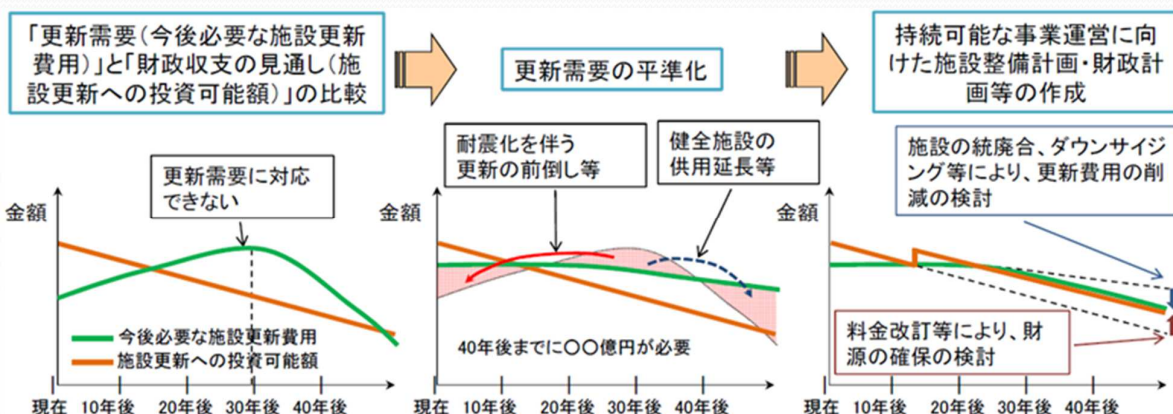
山形市上下水道部だより 3

水道ビジョン（案）のポイント

○アセットマネジメント（資産管理）の実施と施設更新計画等への反映

中長期的な財政収支見通しに基づいて、施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくため、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する「アセットマネジメント」の実施を促進します。

さらに、アセットマネジメントによる将来の更新需要の把握と財政収支見通しに基づく更新需要の平準化などを考慮した施設更新計画を策定し、効率的な施設更新を促進します。

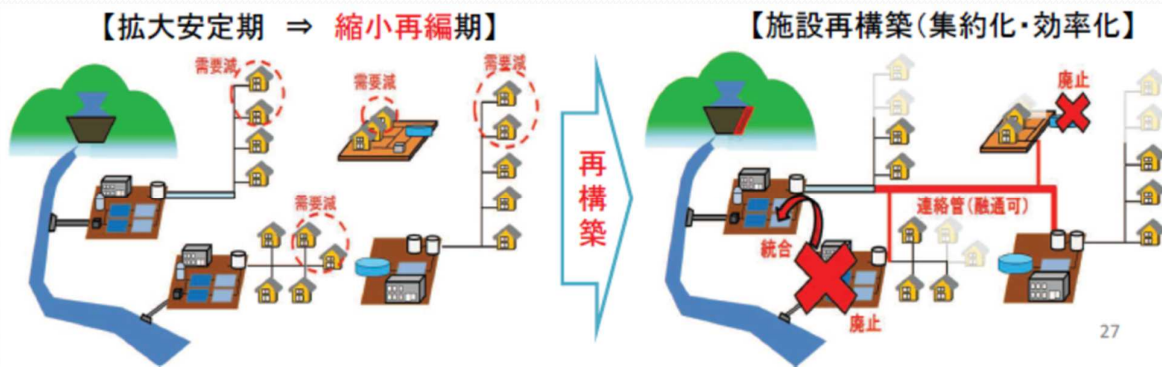


水道ビジョン（案）のポイント

○ 近隣の水道事業者等との連携による施設配置等の最適化

今後、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化が進むことから、**水道事業者及び水道用水供給事業者が一体となって**、事業の違いや市町村界にとらわれず、地域全体で最適な施設配置・能力となるよう、水源・浄水場・配水池等水道施設の統廃合やダウンサイジング等を検討し、計画的な更新を促進していきます。

なお、この際には、コストとリスク回避のバランスを考慮しつつ、**基幹管路の環状化や、災害・事故・管路更新時のバックアップについても検討し、給水安定性を高める**ことにも配慮するものとします。



水道ビジョン（案）のポイント

○ 地域における技術基盤の確保

県内の水道事業者の職員数は減少傾向で推移しており、かつ、今後の料金収入の減少を考慮すると、現在の事業規模を維持して人件費を増やすことは困難な事業者も少なくないと考えられます。

そのため、地域で**技術力を持つ水道事業の職員による研修会の実施や、他の水道事業者等が技術的な相談に応じる仕組みづくり**など、地域や県内全体で協力できる体制の構築を進め、技術基盤の確保を図ります。



研修会の様子（平成29年度浄水処理ワークショップ）

水道ビジョン（案）のポイント

○ 多様で効果的な官民連携の推進

民間の活用は、単なる短期的なコストダウンの手法というだけでなく、民間企業が有する優れた技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があります。

そのため、水道事業者の人員、ノウハウなど**公共側が持つ能力に応じ、民間の能力を積極的に活用する効果的な官民連携**を進めていく必要があります。

民間の活用事例としては、「第三者委託」や、他県で導入を検討するなど関心が高まっている「コンセッション」等の多様な手法があり、**事業環境等に応じた手法を検討**する必要があります。

また、広域連携による同種業務の民間一括発注など、規模のメリットを働かせた、多様で効果的な官民連携を促進します。



浄水場運転管理（酒田市HPより）

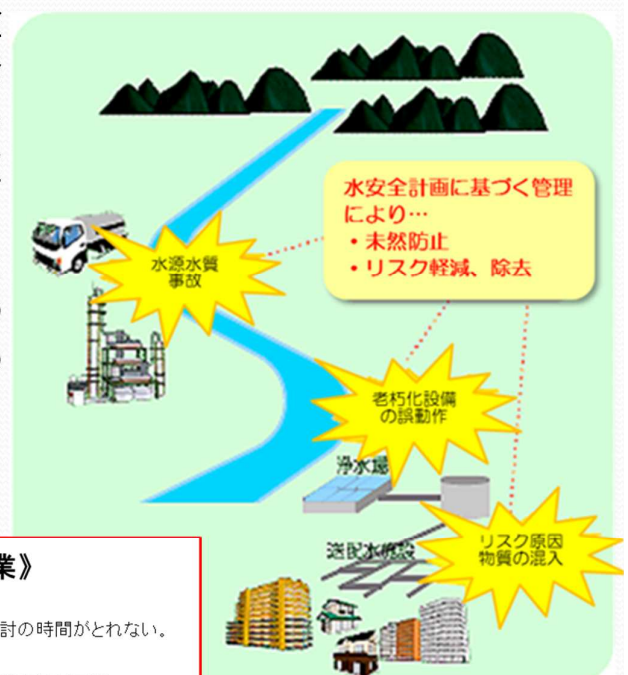
7

水道ビジョン（案）のポイント

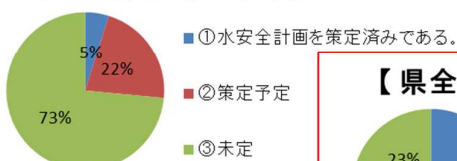
○ 「水安全計画」の策定と計画の実施

水源における原水の取水から給水栓までの間にあるリスクの発生場所、発生要因、重大度、汚染防止対策について検証した「水安全計画」の策定を推進します。

本県の水道事業者の策定率が低いため、策定済の県内水道事業者の事例の横展開や水安全計画作成支援ツールの活用により策定率向上を目指します。



【県全体】《全事業》



【県全体】《全事業》



出典：平成28年度水道事業に関する実態調査結果（食品安全衛生課）

8

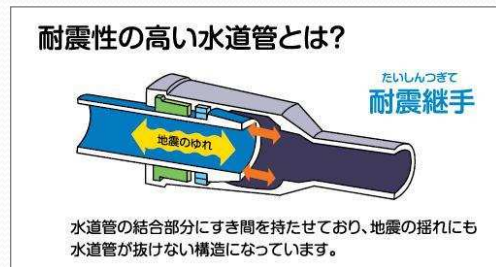
水道ビジョン（案）のポイント

○ 「耐震化計画」の策定と計画の実施

浄水場や主要配水池、基幹管路等配水に当たって基幹的位置を占める施設や、病院や避難所等の重要給水施設への配水ルートなど優先して耐震化を進めるべき箇所の把握をした上で優先順位を定めた**耐震化計画の策定を促進**します。

また、耐震化にあたっては、長期にわたって多額の費用が必要となることを踏まえ、補助金を有効に活用しつつ、優先度の高いものから実行可能な耐震化スケジュールを策定し、着実に耐震化が図られるよう助言を行っていきます。

さらに、広域連携による地域の水道システム全体の将来像を検討するにあたっては、活断層を勘案した水道施設の配置や災害時を考慮した水源のあり方などについても、**県及び地域の水道事業者全体で検討**していきます。



9

水道ビジョン（案）のポイント

○ 広域連携の推進

地形等の自然的条件、生活圈等の社会的条件、水道整備基本構想に基づく広域水道の整備状況を考慮し、**4圏域（村山・最上・置賜・庄内）での広域連携を推進**していきます。

ただし、県内の4圏域は、給水人口が均一ではなく、最も給水人口が少ない最上圏域と最も多い村山圏域では7倍以上の人口差があり（H27末現在）、経営条件に大きな格差があります。

県内全域において、安定的な水道サービスを受けることができる水道とするために、将来的に必要な場合は、より広い範囲での広域連携を進めていくものとなります。



10

水道ビジョン（案）のポイント

○ 検討の進め方（例）

地域の特性を考慮するため、圏域ごとに検討する場を設けるとともに、検討内容も地域の状況を踏まえて協議して決定していきます。

① 水道事業広域連携等検討会

地域の水道事業者及び水道用水供給事業者が全て参画。

（全体会）

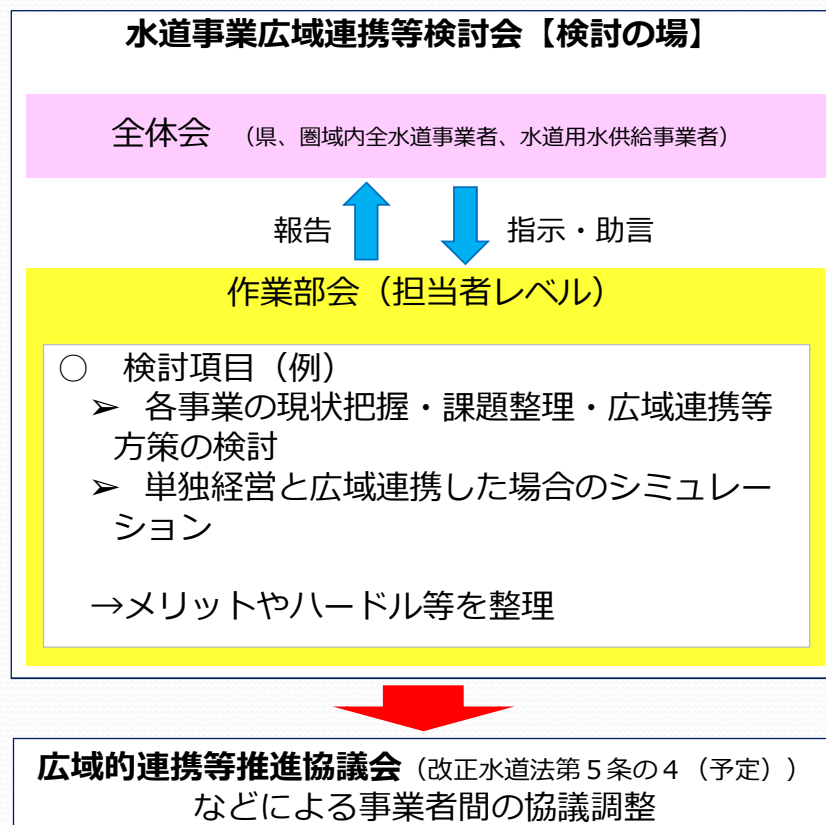
- ・ 部課長レベルを想定
- ・ 検討会の役割や検討スケジュールの決定
- ・ 作業部会の設置と作業部会の検討事項の決定・指示・助言
- ・ 検討報告書の決定

（作業部会）

- ・ 各事業の現状把握、課題整理、広域連携等方策の検討
- ・ 単独経営と広域連携した場合の将来予測を比較（見える化）

11

水道ビジョン（案）のポイント



12

水道ビジョン（案）のポイント

② 広域的連携等推進協議会（改正水道法第5条の4（予定））の設置

構成（例）：学識経験者、県、圏域市町村、圏域内水道事業者、水道用水供給事業者

目的：広域連携の推進に関する合意形成

協議事項：本協議会で定めますが、例として下記の項目が考えられます。

- ・あるべき姿について
- ・あるべき姿の実現に向けた方策について
- ・広域連携に向けた行程について
- ・広域連携の推進における今後の留意事項について

なお、4圏域でも広域連携に向けた進捗状況が先行した圏域の状況については、他圏域に情報提供を積極的に行うことで県内全域の広域連携の進捗を進めていきます。

13

水道ビジョン（案）のポイント

広域的連携等推進協議会 （改正水道法第5条の4に規定（予定））

改正水道法（予定）条文抜粋

第5条の4 都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との間の連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる構成員をもつて構成する。

- 一 前項の都道府県
- 二 協議会の区域をその区域に含む市町村
- 三 協議会の区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道水の供給を受ける水道用水供給事業者
- 四 学識経験を有する者その他の都道府県が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

14

水道ビジョン（案）のポイント

関係者の役割

■ 県

県内水道の方向性を示す「山形県水道ビジョン」を策定し、ビジョンに掲げた理想像を具体化するための取組みを推進します。

- 広域連携推進のための検討の場の設定
- 広域連携推進の先導・指導及び事業者間の調整
- 補助金の活用助言、人材育成のための研修会の開催
- 広域連携を推進する事業に対する補助金の活用
- 政府に対して、広域化推進に資する補助金の拡充、経営基盤が弱い地方事業者への財政措置拡充等について、各事業者と連携して要望していきます。

15

水道ビジョン（案）のポイント

■ 水道事業者

水道事業者は、厚生労働省の新水道ビジョン及び本ビジョンに示された将来の理想像を具現化するための方策について積極的な取組みを行うことが求められます。このため、水道事業者自らも、新水道ビジョン及び本ビジョンを踏まえた水道事業ビジョンを定め、その内容の実現に向けた取組みを積極的に進めることを期待します。

特に、地域において中心となる水道事業者においては、地域の水道事業の基盤強化のために、その組織力・技術力を活かし、**近隣の水道事業者や水道用水供給事業者と連携して広域連携に向けた取組みを進めることが望まれます。**

16

■ 水道用水供給事業者

広域的に整備した水道用水供給事業は、県内4圏域で水源開発と施設整備が概ね完了しています。今後、水道事業と同様、水道用水供給事業でも、これから大規模な更新時期を迎えるにあたって、今後の給水量減少を踏まえた適切な施設整備計画を水道事業者と水道用水供給事業者が歩調を合わせ、地域全体の水道システムを考慮し、最も効率的で経済的な計画を策定していく必要があります。

本県における水道用水供給事業については、4圏域において県内の6割の水道水を供給しているところであり、その技術力や組織力を活かし、**県・水道事業者と連携して広域連携などの取組みを進める**ことが望まれます。

山形県水道ビジョン

実現方策の目標設定（2027年度）

（1）「持続」可能な水道経営

| | |
|---|---------------------------|
| 水道事業ビジョン策定事業者の割合 | 100% （2016年：53.6%） |
| アセットマネジメント策定事業の割合 | 100% （2016年：30.1%） |
| 広域的連携等推進協議会等の設置圏域数 | 4圏域 （2017年：0圏域） |
| 広域連携（事業統合、経営の一体化、業務の共同化等）が実現した事業体がある圏域数 | 1圏域 （2017年：0圏域） |

(2) 「安全」な水の供給

水安全計画策定事業の割合 **100%** (2016年： 4.8%)

クリプトスポリジウム対策未実施施設 **0施設** (2016年： 37施設)

(3) 「強靱」な水道の構築

耐震化計画策定事業者の割合 **100%** (2016年： 6.0%)

応急給水計画策定事業者の割合 **100%** (2016年： 33.7%)

事業継続計画策定事業者の割合 **100%** (2016年： 7.2%)